

非営利法人の内部統制構築状況に関する調査と分析

長 畑 周 史・大 澤 正 俊

はじめに

1、問題の所在

2、アンケートの実施方法と概要

- (1) 法人データの収集
- (2) アンケート項目の作成手順
- (3) アンケートの送付、回収

3、アンケート内容とその分析

- (1) 担当者、従業員の内部統制に関する認識
- (2) 内部統制実施状況の担当者所感
- (3) 社内規定の構築状況
- (4) 具体的なリスクへの対応の有無

4、まとめ

はじめに

近年においても、新聞、テレビなどで企業不祥事に関する報道が頻繁に見られる。そして、企業不祥事が問題になる度に企業のガバナンスやコンプライアンス、また、再発防止に向けた企業の取組や法制度について議論が繰り返されてきた。こうした中、非営利法人についても同様に不祥事が報道され、営利法人（企業）と同様のガバナンスやコンプライアンスの必要性が認識されるようになってきたと思われる。このような法人の問題に会社法的視点から関心を持っていた長畑と、農林水産業の協同組合などの特殊法人に財産法的視点から関心を持っていた大澤は、「非営利法人にお

ける内部統制の総合的研究」を行うべく、平成25年度、文部科学省科学研究費助成事業基盤研究(C)に応募し、採択されこれまで研究を行ってきた。

本研究では、まず平成24年4月以降、同年12月迄の期間、新聞記事データベースである毎日ニューズバックを利用し、毎日新聞に掲載された非営利法人の主な不祥事についての新聞記事から、社会的に問題とされる非営利法人の不祥事とは何かを確認した。その結果、社団法人、財団法人ともに、理事または従業員などによる法人資金の横領や着服に関する記事が多数を占め、営利法人に限らず非営利法人においても不正防止対策が必要であることが改めて確認された。

そこで、我々は、非営利法人の内部統制について、次のような問題意識から、アンケートを実施することとした。

1、問題の所在

平成18年に改正された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法という)は、会社法の規定を多く取り込み従来の制度から大きく変化した。理事の責任強化や社団法人については代表訴訟制度も導入され業務執行者の規律強化が為されたが、非営利法人には持ち分を有する者がいないという特徴から、会社と比較して、業務執行者の規律付けが弱いように思われる。この点について、すでに公表した長畑論文¹では、これをどのように補完すべきかについて検討を加えた。同論文では、法人の理事等が任務懈怠により法人に損害を与えても損害賠償請求がされず、法人が倒産状態に陥る危険や、そもそも理事等への規律付けが弱いために任務懈怠を起こしやすいのではないかという問題点を指摘し、これに対して、法人が機能停止することで困るのは社員または創設者であるからそのままよいという考え方などがある一方で、組織が適切に運営される事は望ましいから内部統制の構築を厳格化することが有用ではないかという指摘を行っ

¹ 長畑周史「非営利法人のガバナンスの問題点についての試論」横浜市立大学論叢社会科学系列 65巻1・2・3合併号(2014年) 235-247頁。

た。

確かに立法的に内部統制が厳格化されることは望ましいが、その前提として、非営利法人では、会社（主に株式会社）と比較して実際に内部統制の構築が十分でないのか、また、どういった部分が不十分なのかについて、現状を把握した上での検討が必要になる。このため、本研究では、全20736の非営利法人（平成26年8月時点）から、4000を無作為抽出²して、内部統制の構築状況に関するアンケート調査を行った。また、比較対象として、株式会社1000社にも同様のアンケート調査を行った。

アンケート内容は、主に①法人種別、規模、業種といった属性、②内部統制に関する担当者の認識、③内部統制に関係する規定の有無、④内部統制への対応の有無を聴取するものであるが、当初の想定以上にデータの集計・検討に時間を要する見込みとなったため、本稿では、まず、第一の調査目的である非営利法人の内部統制の構築状況についての全体的な結果と担当者の認識の集計結果を示した上で、この部分について検討を行うこととしたい。

2、アンケートの実施方法と概要

（1）法人データの収集

アンケートの送り先については、非営利法人情報を提供するデータベースで入手した。主に、参考になったのは「非営利法人データベースシステムNOPODAS³」と、「公益法人information⁴」の二つであり、データ抽出作業を行った平成25年末から平成26年初旬の間には、公益法人制度改革における旧公益法人の移行期間（平成25年11月末にて移行期間が終了した）があるなどして、正確な法人データの入手が困難であった。このため、当初は登録法人数が多い前者データベースの利用を想定して作業を進めて

² 詳細には、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人に分けてそれぞれ1000件を無作為抽出した。

³ <http://www.nopodas.com/>（平成27年10月16日現在アクセス可能）

⁴ <https://www.koeki-info.go.jp/>（平成27年10月16日現在アクセス可能）

いたところ、平成26年6月に後者の「公益法人information」にて、移行完了した法人データが公開され入手することができるようになった。また同データベースは内閣府および都道府県により運営されているため、データの信頼性の面からも当該データベースを採用することとした。

平成25年12月10日に、「公益法人information」のウェブサイトでは、「公益法人制度改革における移行期間の満了について（速報）⁵」で移行申請のあった法人は合計で20736法人と報告しており、その後、個別の法人データの反映は遅れたが、平成26年7月29日時点で、一般社団法人6681法人、一般財団法人4139法人、公益社団法人4071法人、公益財団法人5194法人の合計20085法人の法人データが取得できた。

本アンケート調査では、上記4種類の法人の法人データから、それぞれ1000件を無作為抽出してアンケートを送付し、同封の返信用封筒にて返送してもらおうという形で調査を行うこととし、比較対象として、株式会社にも同様のアンケートを送付した。株式会社については、平成26年4月に有料データベースである「eol日本の企業100万社」を利用して、会社法上の大会社について25276社、それ以外の会社について346720社の法人情報を取得して、それぞれ500件を無作為抽出して、合計1000社に送付した。

（2）アンケート項目の作成手順

アンケート項目の作成については、実際に監査法人にて内部統制の構築業務を担当していた実務経験者、税理士に聞き取り調査を行った上、今回の調査の趣旨を説明した上で協力が得られた、東京都内の大規模法人と青森県内の小規模法人の担当者にアンケート案を示して聞き取り調査を行い、アンケート項目の精緻化を図った。確定したアンケートは、本稿巻末を参照されたい。

⁵ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20131210_ikousinsei_sokuho.pdf（平成27年10月16日現在アクセス可能）

(3) アンケートの送付、回収

アンケートは、平成26年8月5日に総計5000通を発送し、回答期限を同年9月15日として返送を依頼した。返送された結果は以下の通りである。なお、実際のアンケートでは法人規模や業種などフェイスシート部分では内部統制の構築に係る属性も調査したが、本稿では法人の種類のみでの分類で全体的な傾向を見ることとする。規模別、業種別の結果についても、今後、公表することを検討している。

なお、株式会社については、返送数が30件（3%）と少なかったため、非営利法人との比較として利用できないと考えリストから除外して、非営利法人のみの結果を検討することとする。

回答数（法人種別）

法人の種類	回答数
一般社団法人	241
一般財団法人	229
公益社団法人	292
公益財団法人	308

3、アンケート内容とその分析

(1) 担当者、従業員の内部統制に関する認識

まず、アンケートの2章では、担当者の内部統制に関する認識と、それ以外の部署の役員・従業員の認識を調査した。

集計結果から、担当者が内部統制の構築について法定化されたこと⁶を

⁶ アンケートの設問では、分かりやすさを重視して、内部統制の構築が法定化されたことについて知っていたかと問う設問とした。厳密には、法76条3項3号、90条4項5号などで理事は内部統制の構築についての決定を各理事に委任できないとする（大規模法人については、76条4項、90条5項によってその決定義務がある）。そして、この内部統制の決定義務については（費用対効果等を検討して）設置しないことを決定することも許容されると考えられるが、結局、その内容が著しく不合理な場合には構築しないことが善管注意義務違反を構成することになる。しかし、少なくとも明文規定ができたということから、対応を検討する必要性を認識しているかということ調べることを優先して簡略化した設問を用意した。

まったく知らなかったと答えた割合は18.9%、内容を十分に認識していたかある程度認識していたという割合は55.8%であり、内部統制の必要性を認識していない法人が多いとはいえない。この点、当初は内部統制の対応で先行する株式会社の方が、担当者の認識や対応が進んでいるのではないかとこの仮説を持っていたが、今回のアンケートでは非営利法人においても、ある程度の認識があるように思われる。この点、株式会社の回答数が十分でなく比較ができない点は残念であった。

また、この担当者の認識度は法人種別、公益法人か否かに関わらず大きな差は見られない。わずかながらに、公益法人について内部統制構築の必要性の認識が高いように見受けられる程度である。公益法人には税制的優遇があるが、一般法人から公益法人への移行のためには、これまでの社団法人、財団法人のように行政庁の認定が必要なため、認定取得のために法令遵守体制などの整備が求められるようである（実際のヒアリングでも小規模な公益法人が認定を取得するために監督官庁に頻繁に相談、助言を受けたという事例が聞かれた）。一方、一般社団法人、一般財団法人については、準則主義により設立される法人であるため（現状では、その多くが公益認定を取得しなかった移行法人であると考えられる⁷⁾、内部統制の構築は、理事が法76条3項3号の内部統制についての決定義務（理事会がある場合は、法90条4項5号）と、理事としての善管注意義務として適切な内部統制を構築しておく義務があるに過ぎず、外部から内部統制の構築について指摘されることがないため担当者の認識は低いと考えることができるが、有意差とは言えない範囲である。また、データの見やすさに配慮し載せていないが、組織を規模別（中小・大規模）に分けた場合に、中小規模の法人担当者の認識が低いという傾向はみられなかった。

なお以下で示す表では、パーセントが高いものを便宜的に四角で囲んでいる。

⁷⁾ なお、移行法人については、監督官庁の基準に満たないために公益認定を取れなかった団体の他にも、新制度になり、会員などに限定した内部的な利益（共益）提供のために設立された団体であるために公益認定を取得しないという団体を含まれるので、そうした団体の内部統制に関する認識が一概に低いとは言えないと思われる。

(1) 平成18年の社団法人、財団法人に関する法律の改正で、内部統制の構築について法定化されたことを、あなたはどの程度ご存じでしたか？ (○は一つのみ)

*お答え頂くご担当者(あなた)の認識についてお答えください。

法人種類と 2 (1) 担当者の認識 のクロス表

		2 (1) 担当者の認識				合計
		内容を十分認識していた	内容をある程度認識していた	存在自体は知っていたが内容は把握していない	まったく知らなかった	
法人種類	一般社団法人 回答数	28	93	68	52	241
	割合	11.6%	38.6%	28.2%	21.6%	100.0%
	一般財団法人 回答数	16	104	73	28	221
	割合	7.2%	47.1%	33.0%	12.7%	100.0%
	公益社団法人 回答数	44	103	80	65	292
	割合	15.1%	35.3%	27.4%	22.3%	100.0%
	公益財団法人 回答数	40	164	48	56	308
	割合	13.0%	53.2%	15.6%	18.2%	100.0%
合計	回答数合計	128	464	269	201	1062
	割合	12.1%	43.7%	25.3%	18.9%	100.0%

- (2) 上記(1)で述べた内部統制の構築について、担当部署以外の部局の役員、従業員の認識はどの程度だと思われますか？(○は一つのみ)
 *各部署の認識について、確認する必要はありません。

法人種類と 2 (2) 従業員の認識 のクロス表

		2 (1) 担当者の認識				合計
		内容を十分認識していた	内容をある程度認識していた	存在自体は知っていたが内容は把握していない	まったく知らなかった	
法人種類	一般社団法人 回答数	12	68	80	77	237
	割合	5.1%	28.7%	33.8%	32.5%	100.0%
	一般財団法人 回答数	4	69	96	56	225
	割合	1.8%	30.7%	42.7%	24.9%	100.0%
	公益社団法人 回答数	16	68	103	105	292
	割合	5.5%	23.3%	35.3%	36.0%	100.0%
	公益財団法人 回答数	8	164	68	64	304
	割合	2.6%	53.9%	22.4%	21.1%	100.0%
合計	回答数合計	40	369	347	302	1058
	割合	3.8%	34.9%	32.8%	28.5%	100.0%

(2) 内部統制実施状況の担当者所感

次にアンケート3章では、内部統制の実施状況について企業会計審議会が作成した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準⁸」を参考に、同報告書で内部統制の定義について基本要素とされる6つを挙げて担当者の所感を調査した(9～14頁参照)。

結果として、(1) 統制環境、(3) 統制活動、(4) 情報と伝達、(5) モニタリング、については整備されている法人が多いが、(2) リスクの評価と環境、(6) ITへの対応については、対応してない部類に入る回答がやや多い傾向が見られた。このことから、基本的な部分への対策(日常的なリスクへの対応)は為されているが、それ以外の突発的なリスクへの対応は不十分であるように思われる(詳細は後述する)。また、前章で見た担当者・従業員の内部統制への認識と同じく、対応がされていない部類に入る回答(「あまりないと思う」「まったくないと思う」)も基本的な部分で10%強、それ以外の部分で20%前後あり、株式会社との比較ができないところではあるが、数値としては高いと思われる。

なお、「可能な限り対応していると思う」「ある程度はあると思う」のパーセントの合計が、「あまりないと思う」「まったくないと思う」のパーセントの合計が7割を超える部分には、便宜的に数値を四角で囲んだ。設問の認識を二つに分けて、どちらかに7割以上の偏りがある場合には当該認識についてデータとしての有意性があり、当該部分の対応をしていない法人においては検討を行う指針となる可能性があることを分かりやすく指摘できると考えたからである。

⁸ 「『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書』の公表について」別紙1。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20110330.html 平成27年6月2日アクセス可能。

(1) (統制環境について)

理事や監事が実質的な経営者や特定の利害関係者から独立して意見を述べられる環境への対応は、どの程度なされていますか。

法人種類と 3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について) のクロス表

		3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	92	80	25	12	28	237
	割合	38.8%	33.8%	10.5%	5.1%	11.8%	100.0%
	一般財団法人 回答数	76	132	9	8	0	225
	割合	33.8%	58.7%	4.0%	3.6%	0.0%	100.0%
	公益社団法人 回答数	123	81	32	12	40	288
	割合	42.7%	28.1%	11.1%	4.2%	13.9%	100.0%
	公益財団法人 回答数	160	80	56	4	8	308
	割合	51.9%	26.0%	18.2%	1.3%	2.6%	100.0%
合計	回答数合計	451	373	122	36	76	1053
	割合	42.6%	35.3%	11.5%	3.4%	7.2%	100.0%

(2) (リスクの評価と環境について)

法人に発生する可能性のある損失のリスク(例えば、天災、事故、情報漏洩、資金の持ち逃げなど)を検討し、その中で重要性があるものについて、活動の中止、リスクが低くなる方法への変更、保険の加入などによるリスクの移転を行っていますか。

法人種類と3(2) 実施状況の所感(リスクの評価と環境について) のクロス表

		3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	44	68	72	41	12	237
	割合	18.6%	28.7%	30.4%	17.3%	5.1%	100.0%
	一般財団法人 回答数	60	93	56	20	0	229
	割合	26.2%	40.6%	24.5%	8.7%	0.0%	100.0%
	公益社団法人 回答数	80	97	72	23	16	288
	割合	27.8%	33.7%	25.0%	8.0%	5.6%	100.0%
	公益財団法人 回答数	100	100	80	20	8	308
	割合	32.5%	32.5%	25.9%	6.5%	2.6%	100.0%
合計	回答数合計	284	358	280	104	36	1062
	割合	26.7%	33.7%	26.4%	9.8%	3.4%	100.0%

(3) (統制活動について)

取引の承認、取引の記録、資産の管理に関する業務を二人以上の担当者で管理する体制になっていますか。

法人種類と3 (3) 実施状況の所感 (統制活動について) のクロス表

		3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	97	76	32	28	4	237
	割合	40.9%	32.1%	13.5%	11.8%	1.7%	100.0%
	一般財団法人 回答数	64	124	21	12	4	225
	割合	28.5%	55.1%	9.3%	5.3%	1.8%	100.0%
	公益社団法人 回答数	120	127	21	12	8	288
	割合	41.7%	44.1%	7.3%	4.1%	2.8%	100.0%
	公益財団法人 回答数	168	108	12	16	4	308
	割合	54.5%	35.1%	3.9%	5.2%	1.3%	100.0%
合計	回答数合計	449	435	86	68	20	1058
	割合	42.5%	41.1%	8.1%	6.4%	1.9%	100.0%

(4) (情報と伝達について)

役員と従業員間の情報伝達が適時適切に行われる体制は、どの程度構築されていますか。

(例えば、経営者の方針を従業員に周知する体制や内部通報が役員に伝わる仕組み)

法人種類と3 (4) 実施状況の所感 (情報と伝達について) のクロス表

		3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	76	137	16	4	4	237
	割合	32.1%	57.8%	6.7%	1.7%	1.7%	100.0%
	一般財団法人 回答数	73	128	16	8	4	229
	割合	31.9%	55.9%	7.0%	3.5%	1.7%	100.0%
	公益社団法人 回答数	100	147	32	13	0	292
	割合	34.2%	50.3%	11.0%	4.5%	0.0%	100.0%
	公益財団法人 回答数	116	132	48	4	4	304
	割合	38.2%	43.4%	15.8%	1.3%	1.3%	100.0%
合計	回答数合計	365	544	112	29	12	1062
	割合	34.4%	51.2%	10.6%	2.7%	1.1%	100.0%

(5) (モニタリング〔監視活動〕について)

すでに設置している違法・不正行為の防止体制について、有効に機能していることが定期的に見直される仕組みはありますか。

(例えば、重要な業務部分での金額不一致の原因追及体制、内部統制の定期的見直しなど)

法人種類と 3(5) 実施状況の所感 (モニタリングについて) のクロス表

		3 (1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	64	89	48	28	4	233
	割合	27.5%	38.2%	20.6%	12.0%	1.7%	100.0%
	一般財団法人 回答数	44	129	32	8	12	225
	割合	19.6%	57.3%	14.2%	3.6%	5.3%	100.0%
	公益社団法人 回答数	60	148	51	21	12	292
	割合	20.5%	50.7%	17.5%	7.2%	4.1%	100.0%
	公益財団法人 回答数	92	128	80	4	4	308
	割合	29.9%	41.5%	26.0%	1.3%	1.3%	100.0%
合計	回答数合計	260	494	211	61	32	1058
	割合	24.6%	46.7%	19.9%	5.8%	3.0%	100.0%

(6) (IT〔情報技術〕)への対応について

IT利用のリスクに関して適切な対応はとられていますか。

(例えば、情報機器利用についての研修の実施、適切なID・パスワード管理など)

法人種類と3(6)実施状況の所感 (ITへの対応について) のクロス表

		3(1) 実施状況の所感 (統制環境について)					合計
		可能な限り対応していると思う	ある程度はあると思う	あまりないと思う	まったくないと思う	分からない/回答不能	
法人種類	一般社団法人 回答数	52	88	77	16	0	233
	割合	22.3%	37.8%	33.0%	6.9%	0.0%	100.0%
	一般財団法人 回答数	44	113	60	4	0	229
	割合	19.2%	49.3%	26.2%	1.8%	3.5%	100.0%
	公益社団法人 回答数	56	125	88	19	4	292
	割合	19.2%	42.8%	30.1%	6.5%	1.4%	100.0%
	公益財団法人 回答数	92	132	72	8	4	308
	割合	29.9%	42.8%	23.4%	2.6%	1.3%	100.0%
合計	回答数合計	244	458	297	47	16	1062
	割合	23.0%	43.1%	28.0%	4.4%	1.5%	100.0%

(3) 社内規定の構築状況

社内規定の構築状況については、全体の回答数を挙げる。アンケートの4章1節では、具体的な社内規定の有無を調査した。社内規定については、社内規定のひな形集⁹を参考に前述のコーポレートガバナンスの指針による分類に並び替えた。

回答項目としては、ヒアリングで得られた助言を参考に、「ある」、「慣習としてある」、「ない」、「関係ない」、「分からない」の5つとした。その理由は、小規模法人の場合には、規定のように明文として定められていないが、事実上上司などが指示した結果、事実上存在する場合があります、このような場合には、「ない」とカウントするよりもむしろ実態としては「ある」に近いものと考えられるからである。また、インサイダー取引規定や投資運用規定のように業態によっては対応するリスクが存在せず、規定を置く意味がない場合があることから「関係ない」を回答項目に入れることとした。「関係ない」は、単に「ない」というよりは、むしろ当該規定が自らの法人に関係あるかないかを判断した上で、関係ないと判断している訳であるから、単に規定を整備できていないというよりも積極的に評価されるべきものであるから、これらを「ない」から外すために、「関係ない」を入れることとした。さらに、ヒアリングから、小規模法人の担当者の中には規定の内容を推測できない場合もあるという指摘を参考に「分からない」を回答項目に入れた。

以下では、規模・法人別に分けて示すことが紙幅の都合困難であるため、全体の回答数を示して、最大値は四角で囲み、最小値は下線を引いた。また、「ある」「慣習としてある」の合計か、「ない」が70%をこえる場合には、該当するパーセント部分を四角で囲んだ。この趣旨は、多数の法人で内部規定の構築がなされている場合には、当該既定の構築がなされていないことにより法人に損害が発生した際、役員等に内部統制構築義務違反が発生する可能性が高くなると考えられることから、その参考とするためである

⁹ 荻原勝『内部規定の作り方』（経営書院・2011年）。

(ただし、業種や規模等に応じて必要な内部統制は法人により異なるので、一概に構築度が70%を超える部分について対応しなければならないわけではないし、7割という数値自体も、参考値として本稿で設定した値に過ぎない)。

結果としては、①倫理規定、②行動指針、③法令遵守、⑧会計処理、⑩業務分掌、⑬稟議方法、⑱経営情報公開、⑳個人情報漏洩防止、㉑業務報告、㉓懲戒など基本的な規定は整備されていることが分かったが、さらに詳細な規定は全体として整備が進んでいない現状が明らかになった(特に、①、②、⑨、⑩、㉑については構築度が7割を超えている)。

規定の有無は内部統制の構築手法として、非常に確認しやすいものであり、例えば上記のような基本的な規定を作っていないような場合には、法人に損害が発生した際に理事等が内部統制構築義務違反を問われることがあると考えられる。一方で、例えばIT利用に関する規定は多くの法人で整備されていない。これらの規定は当該法人に想定されるリスクを精査して積極的に整備を進めるべきであると考ええる。ただし、投資運用規定のように、多くの場合、投資を行うことがないため必要がないものもあるし、今回示した集計は法人の規模別のデータではないため、小規模法人には必要ないものもあり得る。このため、本データから言えることは少なくとも上述の基本的な規定の整備は多くの場合に求められるというに留まる。今後、業種・規模別などの詳細なデータを出すことができれば、同業・同規模の他法人の多くが実施している規定を参考に、自らの法人で必要な規定をより具体的に検討できるだろう。

(1) 社内規定の構築状況について該当するところに、○を付けてください。

	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
→ (○は一つのみ)					
【統制環境関係】					
① 組織の倫理規定	461 44.4%	307 29.6%	237 22.8%	12 1.2%	21 2.0%
② 役員・従業員の行動指針	421 41.4%	296 29.1%	268 26.3%	17 1.7%	16 1.6%
【リスクの評価と対応関係】					
③ 法令遵守（コンプライアンス）規定	405 39.2%	303 29.3%	293 28.3%	12 1.2%	21 2.0%
④ 投資運用規定	345 33.2%	100 9.6%	416 40.1%	152 14.6%	25 2.4%
⑤ 役職者監督責任規定	337 32.6%	212 20.5%	440 42.6%	28 2.7%	17 1.6%
⑥ 定期人事異動規定	49 4.7%	113 10.9%	668 64.6%	192 18.6%	12 1.2%
⑦ 法令違反リスク評価規定	68 6.6%	117 11.4%	772 75.0%	32 3.1%	41 4.0%
⑧ 労務トラブル対策規定	92 8.9%	137 13.3%	696 67.6%	76 7.4%	29 2.8%
【統制活動関係】					
⑨ 会計処理の原則の選択、処理に関する実施規定	756 72.0%	164 15.6%	109 10.4%	4 0.4%	17 1.6%
⑩ 業務分掌規程	644 61.8%	212 20.3%	153 14.7%	20 1.9%	13 1.2%
⑪ 取引契約規定	324 31.2%	200 19.3%	421 40.6%	80 7.7%	13 1.3%
⑫ 債権、債務確認規定	197 18.9%	224 21.5%	492 47.2%	88 8.4%	41 3.9%
⑬ 稟議規定	449 43.3%	231 22.3%	317 30.5%	20 1.9%	21 2.0%
⑭ 不正調査規定	64 6.3%	161 15.8%	700 68.5%	60 5.9%	37 3.6%
⑮ 不正受注防止規定	37 3.6%	152 14.8%	600 58.3%	200 19.4%	41 4.0%
⑯ 不正販売防止規定	20 1.9%	97 9.5%	600 58.5%	272 26.5%	37 3.6%
⑰ インサイダー取引防止規定	20 1.9%	77 7.5%	584 56.9%	308 30.0%	37 3.6%
⑱ 経営情報公開規定	488 47.0%	116 11.2%	353 34.0%	49 4.7%	32 3.1%

	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
→ (○は一つのみ)					
⑱ 広告規定	105 10.2%	123 12.0%	626 61.0%	136 13.3%	36 3.5%
⑳ ハラスメント防止に関する規定	216 20.7%	139 13.3%	623 59.8%	36 3.5%	28 2.7%
㉑ 自動車事故防止規定	92 8.9%	209 20.1%	613 59.1%	100 9.6%	24 2.3%
㉒ 飲酒運転防止規定	76 7.4%	260 25.1%	594 57.4%	80 7.7%	24 2.3%
㉓ 競業禁止規定	60 5.8%	84 8.2%	622 60.6%	208 20.3%	52 5.1%
㉔ 個人情報漏洩防止規定	501 47.9%	219 20.9%	310 29.6%	4 0.4%	12 1.1%
㉕ 機密情報防止規定	269 25.8%	213 20.4%	500 48.0%	32 3.1%	28 2.7%
㉖ 製品事故対策規定	20 2.0%	64 6.2%	545 53.2%	356 34.7%	40 3.9%
㉗ 環境保全対策規定	40 3.9%	157 15.2%	592 57.3%	201 19.4%	44 4.3%
㉘ 労働災害防止規定	160 15.5%	204 19.8%	557 54.1%	77 7.5%	32 3.1%
【情報と伝達関係】					
㉙ 業務報告規定	332 32.2%	324 31.5%	366 35.5%	0 0%	8 0.8%
⑳ 内部通報規定	96 9.2%	209 20.1%	677 65.2%	20 1.9%	36 3.5%
㉑ 外部通報規定	48 4.6%	181 17.5%	741 71.7%	28 2.7%	36 3.5%
㉒ 業務連絡会議規定	144 14.1%	316 31.0%	518 50.9%	24 2.4%	16 1.6%
【モニタリング】					
㉓ 業務監査規定	352 34.6%	184 18.1%	454 44.6%	16 1.6%	12 1.2%
【IT関係】					
㉔ ITに対する方針	96 9.3%	185 18.0%	669 65.0%	52 5.0%	28 2.7%
㉕ IT利用規程	48 4.7%	161 15.7%	753 73.4%	44 4.3%	20 1.9%
㉖ Eメール利用規程	28 2.7%	181 17.6%	773 75.3%	20 1.9%	24 2.3%
【その他】					
㉗ 個別面談規定	44 4.3%	165 16.0%	761 73.6%	40 3.9%	24 2.3%
㉘ 懲戒規定	591 56.3%	136 13.0%	275 26.2%	24 2.3%	24 2.3%

(4) 具体的なリスクへの対応の有無

最後の質問項目として、具体的なリスクへの対応の有無を調査した。本項目も、企業会計審議会が作成した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」から抽出して作成した。

今回は紙幅の都合で、全法人をまとめたデータを示している。全体的には、組織の権限の明確化、伝達については整備されているが、危機管理に属するようリスク対応はなされていないように見受けられる。また、「慣習としてある」と答えている項目も多く、規定の具体化が遅れている印象を受ける。

ここでも、最大値は四角で囲み、最小値に下線を引いた。また、「ある」「慣習としてある」の合計か、「ない」が70%をこえる場合には、該当するパーセント部分を四角で囲んだ。趣旨については前節と同様である。

結果として、(2) ①、②、⑤、(4) ③、④、(5) ①、②、③、④、(6) ①で構築が7割を超える反面、(9) ①であるサンプリングにおける調査は、構築していない法人が7割を超えていた。ここでも、基本的な統制については整備されているが、突発的なリスクへの対応は不十分であるような印象を受ける。

(2) 統制環境の実現について、該当するところに○を付けてください。

*以下では、前ページ(1)でお答え頂いた各規定の存在によって、確保されていると考えられる場合には、「ある」に○を付けてください。

	ある ○は一つのみ	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 理事会(理事)、監事が財務報告と内部統制に関して適切に監視・監督する責任を理解して、実行する体制	713 67.9%	3248 23.6%	85 8.1%	0 0%	4 0.4%
② 監事と企業内の部署(内部監査部局など)と適切な連携が図られる体制(例えば、定期的な情報共有、連絡体制の構築・明文化など)	501 47.7%	308 29.3%	197 18.8%	32 3.0%	12 1.1%

③ 問題を直属の上司に言えない場合に、その意見を上部機関に伝える仕組みの構築（例えば、目安箱の設置など）	65 6.3%	160 15.4%	<u>701</u> 67.5%	92 8.9%	<u>20</u> 1.9%
④ 財務報告を作成する部門への専門性を持った人材の配置、専門性を持たない人事の場合に研修を受けさせ専門性を獲得させるような体制	292 28.0%	325 31.2%	<u>381</u> 36.6%	28 2.7%	<u>16</u> 1.5%
⑤ 従業員の決裁権限の明確化（例えば、特定業務の決済や決済額についての明確化）	<u>565</u> <u>54.1%</u>	232 <u>22.2%</u>	200 19.1%	36 3.4%	<u>12</u> 1.1%
⑥ 従業員の能力を引き出すための教育支援体制	172 16.5%	305 29.3%	<u>481</u> 46.2%	56 5.4%	<u>28</u> 2.7%
⑦ 従業員の勤務評価の基準の策定	124 12.0%	200 19.3%	<u>621</u> 60.1%	60 5.8%	<u>29</u> 2.8%

(3) リスクの評価と対応について、該当するところに○を付けてください。

	→ (○は一つのみ)				
	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 業務で勘違い、入力ミスなどから多額の損失（年間利益の5%超）が生じる可能性がある箇所に、二人以上で確認（ダブルチェック）する仕組み	<u>352</u> 33.8%	324 31.1%	285 27.4%	61 5.9%	<u>20</u> 1.9%
② 天災、盗難、情報漏洩、金銭の持ち逃げなど、予防措置では完全に防ぎきれない損失の発生を考慮した対応の準備体制	160 15.4%	249 23.9%	<u>573</u> 55.0%	36 3.5%	<u>24</u> 2.3%
③ 組織変更や情報機器の変更時に、粉飾決算等がされない体制が依然として確保されているか経営者が再評価を行う体制	184 17.7%	228 21.9%	<u>529</u> 50.8%	60 5.8%	<u>41</u> 3.9%
④ 不正に関するリスクを検討する際に、その原因を踏まえたリスク評価、対応を行う体制	124 11.9%	244 23.3%	<u>612</u> 58.5%	<u>25</u> 2.4%	41 3.9%

(4) 統制活動について、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 法人の業務から想定される固有のリスクを少なくするための体制 (例えば、方針、手続き規定の作成など)	316 30.9%	280 27.4%	<u>390</u> 38.2%	<u>12</u> 1.2%	24 2.3%
② 業務上、損失等が発生する可能性がある部署を担当する者に、責任と説明義務を適切に帰属させる体制	172 16.8%	317 31.0%	<u>408</u> 39.9%	92 9.0%	<u>33</u> 3.2%
③ 職務規程や重要な業務に関する業務手順の文書化	<u>488</u> <u>47.9%</u>	236 <u>23.2%</u>	262 25.7%	<u>16</u> 1.6%	<u>16</u> 1.6%
④ 経営者の命令・指示が業務全体にわたって適切に行われるための体制	340 <u>33.0%</u>	<u>420</u> <u>40.8%</u>	202 19.6%	48 4.7%	<u>20</u> 1.9%
⑤ 防止対策の実施により見つけた誤謬が調査され、必要な対応がとられるための体制	200 19.6%	353 34.7%	<u>400</u> 39.3%	<u>24</u> 2.4%	41 4.0%
⑥ 防止対策の実施状況の確認と、その妥当性の見直しが行われるための体制	176 17.2%	308 30.1%	<u>450</u> 44.0%	<u>36</u> 3.5%	52 5.1%

(5) 情報と伝達について、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 経営者の方針や指示が、法人内のすべての者、又は法人で重要な部門に伝達される体制	<u>452</u> <u>43.4%</u>	437 <u>41.9%</u>	117 11.2%	24 2.3%	<u>12</u> 1.2%
② 法人にとっての重要な情報が、伝達され適切に利用可能となるための体制	<u>452</u> <u>43.2%</u>	<u>449</u> <u>42.9%</u>	117 11.2%	<u>12</u> 1.1%	16 1.5%
③ 違法・不正行為の防止に関する情報が組織内の管理者に伝達されるための体制	352 <u>33.9%</u>	<u>428</u> <u>41.2%</u>	230 22.2%	<u>8</u> 0.8%	20 1.9%

④ 経営者、理事会（理事）、監事及びその他の関係者の中で情報が伝達されるための体制	<u>572</u> 54.5%	344 32.8%	122 11.6%	4 0.4%	8 0.8%
⑤ 法人外部から違法・不正行為防止に関する情報を取得し、伝達、利用するための体制	208 19.9%	312 29.8%	<u>477</u> 45.6%	<u>13</u> 1.2%	36 3.4%

(6) モニタリングについて、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 日常的監視・監督の体制 (例えば、重要な決済のダブルチェック体制、稟議式などの導入)	<u>460</u> 44.7%	316 30.7%	237 23.0%	<u>4</u> 0.4%	13 1.3%
② 独立的評価の範囲と頻度を、該当部署の必要性に対応して評価、調整する体制	<u>80</u> 7.8%	185 18.0%	<u>565</u> 54.9%	112 10.9%	88 8.5%
③ モニタリング（監視・監督）の実施者が、十分な知識や能力があることを担保する体制	120 11.7%	248 24.2%	<u>528</u> 51.5%	<u>52</u> 5.1%	78 7.6%
④ モニタリングの結果を経営者が受領し、対応する体制	152 14.8%	255 24.9%	490 47.8%	<u>52</u> 5.1%	77 7.5%
⑤ 法人内外からの得られた、違法・不正行為防止体制に関する不備を関係者で共有し改善する体制	200 19.6%	<u>404</u> 39.5%	336 32.9%	<u>32</u> 3.1%	50 4.9%

(7) ITへの対応について、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 誤入力等から巨額の損失を生じさせる危険を避けるため、ITの利用の検討を行う体制	64 6.2%	193 18.7%	<u>581</u> 56.2%	152 14.7%	<u>44</u> 4.3%
② IT導入によって生じる情報漏洩などの新しいリスクの検討体制	<u>76</u> 7.4%	248 24.1%	573 55.6%	88 8.5%	<u>45</u> 4.4%

(8) 財務報告に関わる内部統制のプロセスについて、該当するところに○を付けてください。

—————→ (○は一つのみ)

	ある	慣習として ある	ない	関係 ない	分から ない
① 業務プロセスの文書化の対応 (例えば、業務記述書やトラブル対応 時の手順書の作成)	180 17.5%	296 28.8%	<u>513</u> 50.0%	20 1.9%	<u>17</u> 1.7%
② 法人全体の2/3程度の資金が集まる箇 所への不正、誤謬の防止体制の整備	172 16.8%	277 27.0%	<u>457</u> 44.5%	88 8.6%	<u>32</u> 3.1%

(9) 業務プロセスに関わる内部統制の不備の検討について、該当するところに○を付けてください。

—————→ (○は一つのみ)

	ある	慣習として ある	ない	関係 ない	分から ない
① サンプルによる確認、検討の体制 (25件程度以上の抜き出し調査の実施 など)	<u>24</u> 2.3%	52 5.0%	<u>761</u> 73.6%	164 15.9%	33 3.2%
② 防止体制の不備から発生する損失が、 年間利益の5%前後を超える可能性の ある箇所への対策を検討する体制	<u>20</u> 1.9%	84 8.1%	<u>697</u> 67.4%	184 17.8%	49 4.7%

4、まとめ

今回、非営利法人の内部統制の構築状況を知るためにアンケート調査を行い、その結果について全体的な傾向を把握するため、アンケートの回答数の分析を行った。

結論としては、内部統制について担当者の認識はある程度認められ対応されているといえるものの、その一方で担当者の認識もなく対応も為されていない法人も一定数存在することが分かった。また、具体的な構築状況については、職務分掌や法令遵守などの基礎的な内部統制の構築はされている法人が多いが、突発的なリスクに対応する規定は存在しない法人が多いことが分かった。また、これらの規定が明文化されておらず慣習として

存在する法人も多いことも分かった。ただし、当然に大規模法人と中小規模の法人では、求められる内部統制は異なり、業種によっても異なるため、本研究の成果は特定の法人について内部統制構築を促すというものではない。しかし、少なくとも多くの法人で採用されている内部統制を今現在構築していない法人については、導入を検討するためのきっかけにはなるのではないかと思われる。

<付記>

本論文中でも述べたように、本研究はJSPS科研費25380108の助成および、公益財団法人横浜学術振興財団平成26年度研究助成による研究成果である。

最後に、一般社団法人あんしん財団担当者様、公益社団法人青森青年会議所担当者様、その他、ご対応頂いた法人担当者、実務家の皆様には、快く聞き取り調査にご協力頂き、貴重なご助言を頂きました。末筆になりますが、お礼を申し上げます。

非営利法人の内部統制の構築、認識に関する調査

* アンケートは無記名式です。アンケート結果は統計的に処理致しますので、法人の固有名や固有名と関連付けられたデータが公開されることはありません。実際の認識、構築状況についてお答え頂ければ幸いです。

* 今回調査の対象としている内部統制とは、理事、監事等の役員や内部で働く従業員が不正行為（法令違反や内部規則違反など）を事前防止するために、法人内に自主的に設置される防止体制のことを指します。

* 用語の意味や質問の意図が理解できない場合は、分かるものだけに回答してください。

1. 法人についてお伺いします。

(1) 法人の種類を教えてください。(○は一つのみ)

* 新制度に移行を完了していない法人は、移行予定の法人でお答えください。

- ① 一般社団法人
- ② 一般財団法人
- ③ 公益社団法人
- ④ 公益財団法人

(2) 法人の規模を教えてください。

(2-1) 社団法人の場合は社員数を教えてください。(○は一つのみ)

- ① 1～50人
- ② 51～100人
- ③ 101人～499人
- ④ 500人以上

(2-2) 財団法人の場合は、拠出された財産の額を教えてください。(○は一つのみ)

- ① 1円～300万円未満
- ② 300万円～1000万円未満
- ③ 1000万円～5億円未満
- ④ 5億円以上

2. 内部統制に関するあなたの認識についてお伺いします。

(1) 平成18年の社団法人、財団法人に関する法律の改正で、内部統制の構築について法定化されたことを、あなたはどの程度ご存じでしたか？ (○は一つのみ)

*お答え頂くご担当者(あなた)の認識についてお答えください。

- ① まったく知らなかった
- ② 存在自体は知っていたが内容は把握していない
- ③ 内容をある程度認識していた
- ④ 内容を十分認識していた

(2) 上記(1)で述べた内部統制の構築について、担当部署以外の部局の役員、従業員の認識はどの程度だと思われますか？ (○は一つのみ)

*各部署の認識について、確認する必要はありません。

- ① まったく知らないと思われる。
- ② 存在自体は知っているが内容は把握していないと思われる。
- ③ 内容はある程度認識していると思われる。
- ④ 内容を十分に認識していると思われる。

3. 内部統制の実施状況について、あなたの所感をお伺いします。

(1) (統制環境について)

理事や監事が実質的な経営者や特定の利害関係者から独立して意見を述べられる環境への対応は、どの程度なされていますか。

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

(2) (リスクの評価と環境について)

法人に発生する可能性のある損失のリスク（例えば、天災、事故、情報漏洩、資金の持ち逃げなど）を検討し、その中で重要性があるものについて、活動の中止、リスクが低くなる方法への変更、保険の加入などによるリスクの移転を行っていますか。

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

(3) (統制活動について)

取引の承認、取引の記録、資産の管理に関する業務を二人以上の担当者で管理する体制になっていますか。

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

(4) (情報と伝達について)

役員と従業員間の情報伝達が適時適切に行われる体制は、どの程度構築されていますか。
(例えば、経営者の方針を従業員に周知する体制や内部通報が役員に伝わる仕組み)

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

(5) (モニタリング〔監視活動〕について)

すでに設置している違法・不正行為の防止体制について、有効に機能していることが定期的に見直される仕組みはありますか。
(例えば、重要な業務部分での金額不一致の原因追及体制、内部統制の定期的見直しなど)

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

(6) (IT〔情報技術〕への対応について)

IT利用のリスクに関して適切な対応はとられていますか。
(例えば、情報機器利用についての研修の実施、適切なID・パスワード管理など)

分からない/回答不能 まったくないと思う あまりないと思う ある程度はあると思う 可能な限り対応していると思う

0 1 2 3 4

4. 内部統制の具体的な構築・実施状況についてお伺いします。

(1) 社内規定の構築状況について該当するところに、○を付けてください。

—————▶ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
【統制環境関係】					
① 組織の倫理規定					
② 役員・従業員の行動指針					
【リスクの評価と対応関係】					
③ 法令遵守（コンプライアンス）規定					
④ 投資運用規定					
⑤ 役職者監督責任規定					
⑥ 定期人事異動規定					
⑦ 法令違反リスク評価規定					
⑧ 労務トラブル対策規定					
【統制活動関係】					
⑨ 会計処理の原則の選択、処理に関する実施規定					
⑩ 業務分掌規程					
⑪ 取引契約規定					
⑫ 債権、債務確認規定					
⑬ 稟議規定					
⑭ 不正調査規定					
⑮ 不正受注防止規定					
⑯ 不正販売防止規定					
⑰ インサイダー取引防止規定					

—————→ (○は一つのみ)	ある	慣習として ある	ない	関係 ない	分から ない
⑱ 経営情報公開規定					
⑲ 広告規定					
⑳ ハラスメント防止に関する規定					
㉑ 自動車事故防止規定					
㉒ 飲酒運転防止規定					
㉓ 競業禁止規定					
㉔ 個人情報漏洩防止規定					
㉕ 機密情報防止規定					
㉖ 製品事故対策規定					
㉗ 環境保全対策規定					
㉘ 労働災害防止規定					
【情報と伝達関係】					
㉙ 業務報告規定					
㉚ 内部通報規定					
㉛ 外部通報規定					
㉜ 業務連絡会議規定					
【モニタリング】					
㉝ 業務監査規定					
【IT関係】					
㉞ ITに対する方針					
㉟ IT利用規程					
㊱ Eメール利用規程					
【その他】					
㊲ 個別面談規定					
㊳ 懲戒規定					

(2) 統制環境の実現について、該当するところに○を付けてください。

*以下では、前ページ(1)でお答え頂いた各規定の存在によって、確保されていると考えられる場合には、「ある」に○を付けてください。

	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 理事会(理事)、監事が財務報告と内部統制に関して適切に監視・監督する責任を理解して、実行する体制					
② 監事と企業内の部署(内部監査部局など)と適切な連携が図られる体制(例えば、定期的な情報共有、連絡体制の構築・明文化など)					
③ 問題を直属の上司に言えない場合に、その意見を上部機関に伝える仕組みの構築(例えば、目安箱の設置など)					
④ 財務報告を作成する部門への専門性を持った人材の配置、専門性を持たない人事の場合に研修を受けさせ専門性を獲得させるような体制					
⑤ 従業員の決裁権限の明確化(例えば、特定業務の決済や決済額についての明確化)					
⑥ 従業員の能力を引き出すための教育支援体制					
⑦ 従業員の勤務評価の基準の策定					

(3) リスクの評価と対応について、該当するところに○を付けてください。

—————▶ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 業務で勘違い、入力ミスなどから多額の損失(年間利益の5%超)が生じる可能性がある箇所に、二人以上で確認(ダブルチェック)する仕組み					
② 天災、盗難、情報漏洩、金銭の持ち逃げなど、予防措置では完全に防ぎきれない損失の発生を考慮した対応の準備体制					
③ 組織変更や情報機器の変更時に、粉飾決算等がされない体制が依然として確保されているか経営者が再評価を行う体制					
④ 不正に関するリスクを検討する際に、その原因を踏まえたリスク評価、対応を行う体制					

(4) 統制活動について、該当するところに○を付けてください。

—————▶ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 法人の業務から想定される固有のリスクを少なくするための体制 (例えば、方針、手続き規定の作成など)					
② 業務上、損失等が発生する可能性がある部署を担当する者に、責任と説明義務を適切に帰属させる体制					
③ 職務規程や重要な業務に関する業務手順の文書化					
④ 経営者の命令・指示が業務全体にわたって適切に行われるための体制					
⑤ 防止対策の実施により見つけた誤謬が調査され、必要な対応がとられるための体制					
⑥ 防止対策の実施状況の確認と、その妥当性の見直しが行われるための体制					

(5) 情報と伝達について、該当するところに○を付けてください。

—————▶ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 経営者の方針や指示が、法人内のすべての者、又は法人で重要な部門に伝達される体制					
② 法人にとっての重要な情報が、伝達され適切に利用可能となるための体制					
③ 違法・不正行為の防止に関する情報が組織内の管理者に伝達されるための体制					
④ 経営者、理事会（理事）、監事及びその他の関係者の間で情報が伝達されるための体制					
⑤ 法人外部から違法・不正行為防止に関する情報を取得し、伝達、利用するための体制					

(6) モニタリングについて、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 日常的監視・監督の体制 (例えば、重要な決済のダブルチェック体制、稟議式などの導入)					
② 独立的評価の範囲と頻度を、該当部署の必要性に対応して評価、調整する体制					
③ モニタリング(監視・監督)の実施者が、十分な知識や能力があることを担保する体制					
④ モニタリングの結果を経営者が受領し、対応する体制					
⑤ 法人内外からの得られた、違法・不正行為防止体制に関する不備を関係者で共有し改善する体制					

(7) ITへの対応について、該当するところに○を付けてください。

→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 誤入力等から巨額の損失を生じさせる危険を避けるため、ITの利用の検討を行う体制					
② IT導入によって生じる情報漏洩などの新しいリスクの検討体制					

(8) 財務報告に関わる内部統制のプロセスについて、該当するところに○を付けてください。

—————→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① 業務プロセスの文書化の対応 (例えば、業務記述書やトラブル対応時の手順書の作成)					
② 法人全体の2/3程度の資金が集まる箇所への不正、誤謬の防止体制の整備					

(9) 業務プロセスに関わる内部統制の不備の検討について、該当するところに○を付けてください。

—————→ (○は一つのみ)	ある	慣習としてある	ない	関係ない	分からない
① サンプルによる確認、検討の体制 (25件程度以上の抜き出し調査の実施など)					
② 防止体制の不備から発生する損失が、年間利益の5%前後を超える可能性のある箇所への対策を検討する体制					

以上です。長時間ご協力頂き誠にありがとうございました。